

40 基礎法務研修(法に明るい職員を目指して)

～どんな行政分野にも必要となる基礎的な法務能力を身に付ける～

目的	地域の課題を解決し、住民福祉の向上を図るためには、現行法令を適法かつ効果的に解釈・適用するとともに、各自治体の事情に合った条例・規則を制定する必要がある。本研修では、法の解釈適用、条例・規則・要綱の使い分け、財産管理・指定管理、債権管理などの自治体法務における主な項目について、体系的に解説することにより、参加者の基礎的な法務能力の向上を図る。			
実施月日	令和6年8月2日(金)			
対象者 ・ 定員	<市町村職員との合同研修>			
	県職員	受講を希望する職員	定員	30名
	市町村職員	採用2年目～係長等の職員	定員	42名
実施場所	大分県自治人材育成センター			
研修講師	自治体法務ネットワーク(北九州市職員) 森 幸二 氏			
日程表				

	8:50	9:20	9:30	12:00	13:00	16:15		
受付	オリエンテーション	1 入門編			昼食	2 基礎編		アンケート・閉講
		<ul style="list-style-type: none"> ・法的な考え方と法的な価値判断 ・法の解釈適用～理論と実践～ ・条例・規則・要綱のしくみ ・契約と行政処分のしくみ ・行政組織のしくみ 				<ul style="list-style-type: none"> ・自治体における法的な課題 ・委託と補助のしくみ ・財産管理・指定管理者制度のしくみ ・債権管理のしくみ ・住民のための法務とは 		

※上記内容は、研修実施時に変更されることがありますので、ご承知おきください。